

○須高行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則

(令和2年3月27日規則第5号)

改正 令和5年3月29日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、須坂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年須坂市条例第27号)第15条の規定により、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬、期末手当及び費用弁償に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(報酬、期末手当及び費用弁償に関する基準)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する基準については、[須坂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則\(令和元年須坂市規則第20号\)](#)の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。